

○釧路市保育に関する条例

平成17年10月11日

釧路市条例第102号

改正 平成18年3月24日条例第14号

平成18年6月29日条例第41号

平成19年3月22日条例第18号

平成21年3月24日条例第9号

平成21年6月26日条例第33号

平成21年12月11日条例第48号

平成22年3月23日条例第15号

平成22年6月18日条例第30号

平成22年12月15日条例第48号

平成23年3月18日条例第9号

平成24年12月14日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、市立保育所その他の保育に係る施設の設置について定めるとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、保育所において行う保育その他の保育事業について、必要な事項を定めるものとする。

(地域子育て支援拠点センターの設置)

第2条 市は、次に掲げる事業を実施するため、地域子育て支援拠点センター（次項において「センター」という。）を設置する。

(1) 地域子育て支援拠点事業に関すること。

(2) 前号のほか育児支援に関すること。

2 前項の規定により設置するセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

センターの名称	位置
釧路市東部子育て支援拠点センター	釧路市春採4丁目19番1号
釧路市中部子育て支援拠点センター	釧路市芦野3丁目10番9号
釧路市西部子育て支援拠点センター	釧路市鳥取北4丁目21番8号

(市立保育所の設置)

第3条 市は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児、幼児又は法第39条第2項に規定する児童の保育を実施するため、市立保育所を設置する。

2 前項の規定により設置する保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

保育所の名称	位置
釧路市立城山保育園	釧路市城山1丁目15番14号
釧路市立桜ヶ岡保育園	釧路市桜ヶ岡4丁目3番4号
釧路市立双葉保育園	釧路市川北町4番4号
釧路市立治水保育園	釧路市暁町6番7号

釧路市立新富士保育園	釧路市新富士町2丁目11番22号
釧路市立鳥取保育園	釧路市鳥取北4丁目21番10号
釧路市立芦野保育園	釧路市芦野3丁目10番9号
釧路市立音別保育園	釧路市音別町中園2丁目165番地

3 前項の保育所ごとの入所定員は規則で定める。

(特別保育施設の設置)

第4条 市は、法第24条第1項ただし書の規定により、適切な保護を行うため、次の特別保育施設を設置する。

施設の名称	特別保育の内容	位置
釧路市立上音別保育所	へき地保育	釧路市音別町音別原野基線138番地34
釧路市立徹別保育所	へき地保育	釧路市阿寒町徹別中央34線41番地
釧路市立仁々志別保育所	へき地保育	釧路市阿寒町仁々志別32線89番地

2 前項の特別保育施設の入所定員は、規則で定める。

(保育所において行う保育の基準)

第5条 保育所（第3条の市立保育所及び法第35条第4項の規定により設置された保育所をいう。以下同じ。）において行う保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類するものとして市長が認める状態にあること。

2 前条の特別保育施設において実施する法第24条第1項ただし書に規定する保護の基準は、前項の規定に準じ、市長が別に定める。

(入所の制限)

第6条 市は、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育所への入所を制限することができる。

- (1) 規則で定める感染症又は疾患のある者
- (2) 心身が虚弱で保育に耐えられない者

(3) 他の入所児童に悪影響を及ぼすおそれのある者

(保育料)

第7条 保育所において保育を行う児童について、法第51条第3号又は第4号の規定により費用を支弁したとき、又は特別保育施設において児童を保護したときは、市長は、これらの児童の扶養義務者から、その家計に与える影響を考慮し、規則で定めるところにより保育料を徴収する。

2 市長は、前項の扶養義務者が特別な事情により保育料を負担することができないと認めるときは、これを免除し、又は減額することができる。

(特別保育事業)

第8条 市は、保育所において、特別保育事業として、次の保育及び育児支援サービスを行う。

特別保育事業の種類	保育及び育児支援サービスの内容
一時預かり事業	(1) 保護者の就労形態等により、家庭における保育が継続的に困難となる児童に対する保育サービス (2) 保護者の傷病、入院等により、緊急、一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス
休日保育事業	休日における保護者の就労等により、家庭における保育が困難となる児童に対する保育サービス
延長保育事業	保護者の就労形態等により、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育サービス
地域子育て支援拠点事業	育児不安等についての相談指導、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援サービス

2 特別保育事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(費用)

第9条 特別保育事業により児童を保育したときは、市長は、当該児童の保護者から、規則で定めるところにより費用を徴収することができる。

2 第7条第2項の規定は、前項の費用の減免に準用する。

(準用)

第10条 第6条の規定は、特別保育事業における入所の制限に準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市保育に関する条例（昭和62年釧路市条例第9号）、阿寒町保育所条例（昭和46年阿寒町条例第4号）又は音別町保育所条例（昭和43年音別町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月24日条例第14号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日条例第41号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第18号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（第2項の表釧路市東部子育て支援拠点センターの項に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

（ただし書の規則で定める日 平成21年9月1日規則第49号により平成21年10月1日）

附 則（平成21年6月26日条例第33号）

この条例は、平成21年7月27日から施行する。

附 則（平成21年12月11日条例第48号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日条例第15号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月18日条例第30号）

この条例は、平成22年7月26日から施行する。

附 則（平成22年12月15日条例第48号）

この条例中第3条第2項の表釧路市立共栄保育園の項を削る改正規定は平成23年4月1日から、同表釧路市立音別保育園の項の改正規定は平成23年1月11日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第9号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（規則で定める日 平成23年10月31日規則第51号により平成23年11月1日）

附 則（平成24年12月14日条例第35号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。